

資料編

資料 1 個別ケース検討会議役割分担表	1
資料 2 こども虐待連絡メモ	2
資料 3 リスクアセスメントシート	3
資料 4 熊本市要保護児童対策地域協議会要綱	4
資料 5 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から児童相談所、 区役所保健こども課への定期的な情報提供に関する取扱要領.....	10
資料 6 熊本市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱	17

個別ケース検討会議 役割分担表				開催日：
参加機関				
主担当機関				
主援助機関				
ケース氏名				
ケースの強み	1			
	2			
	3			
	4			
ケースの課題	1			
	2			
	3			
	4			
目 標	1			
	2			
	3			
	4			
目標に対する 具体策		具体策	実施機関名	備考
	1			
	2			
	3			
	4			

こども虐待連絡メモ

年 月 日

※通告する場合、内容の確認用にお使いください。

通告者	所属・職名		氏名	
	電話番号	① ②		
	住所			
こども	ふりがな 氏名	男 女	生年 月日	年 月 日 (歳 ヶ月)
	就学状況等	(担任名)		
	住所	(電話)		
保護者	氏名	(父) 歳	(母) 歳	
	職業等			
【現在までの経過】			【家族構成】	
【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どうされたか。頻度や程度、現在の様子)				
【連絡意図】			【備考】	
- こどもの保護 - 対処方法を相談したい			調査、対応依頼	

リスクアセスメントシート

記入日 年 月 日

氏名					担当者				
虐待の種類	(主◎ 副○) 身体・ ネグレクト・ 心理・ 性的								
子どもの年齢	歳 か月		(生年月日)		年	月	日		
主な虐待者									
1 虐待の頻度 ☆	☐ ほぼ毎日 ☐ 3日に1回程度 ☐ 週1回程度 ☐ 月1回程度								
生命 (最重度)	☐ 頭部外傷 ☐ 首締め ☐ 骨折あり ☐ 脱水症状 ☐ 恐怖心をあおりトラウマ反応がある		☐ 乳幼児を投げる ☐ 踏みつける ☐ 水につける ☐ 乳幼児を医療受診させない ☐ こどもとの性交		☐ 逆さ吊り ☐ 頭部を殴る蹴る ☐ 栄養失調 ☐ 乳幼児の長時間放置 ☐ 性的暴力		☐ 布団蒸し ☐ 熱湯をかける ☐ 衰弱 ☐ 将来まで心に傷を負わせる強迫		
重度	☐ 医療を要する外傷 ☐ 自殺の強要 ☐ 給食以外食べていない		☐ 打撲 ☐ 性的行為の強要 ☐		☐ 火傷 ☐ 著しく不衛生 ☐		☐ 幼児の打撲 ☐ 異臭がある		
中度	☐ 慢性のあざや傷跡 ☐ 殺してやる ☐ こどもが夜出歩く		☐ 物で叩く ☐ 学校に登校させない ☐ 生まれてこなければよかった		☐ ポルノグラフィーの被写体等の強要 ☐ 生活環境不良で改善なし ☐ 死んでしまえ		☐ 執拗に体に接触 ☐ 放置		
軽度	☐ 傷跡が残らない暴力 ☐ 異常に怒鳴られてる ☐ 夜間こどもだけの留守番が多い		☐ 正座の強要 ☐ 極端な兄弟間の差別 ☐ 極端な家事の強要		☐ 部屋に閉じこめる ☐ 塾や成績の極端な無理強い ☐ 健康問題が生じない程度のネグレクト		☐ かわいく思えない ☐ 性器や性交を見せる ☐ 面前DV		
疑い	☐ 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの								

項目	チェックの視点	チェックの項目	アセスメント				
			該当	やや該当	非該当	不明	
虐待	2 連続性 ☆	☐ 繰り返し ☐ 常習 ☐ 子を何日も放置する					
	3 虐待歴 ☆	☐ 以前に虐待を受け、入院か施設入所となっている。					
4 関係機関からの情報がある		☐ 児童相談所 ☐ 保健こども課 ☐ 保護課 ☐ 福祉課 ☐ 病院 ☐ 警察 ☐ 学校 ☐ 保育所・幼稚園 ☐ 民生児童委員 ☐ 近隣 ☐ 施設・支援事業所					
子ども	5 年齢 ☆	☐ 3歳未満(乳幼児)					
	6 身体的状態 ☆	☐ 低身長 ☐ 体重増加不良 ☐ 発育不全 ☐ 障害(身体、知的、精神) ☐ 先天性疾病 ☐ 持病 ☐ 極端な肥満 ☐ 発達障害					
	7 精神的状態 ☆	☐ 笑わない ☐ 表情が乏しい ☐ 視線が合いにくい ☐ 言葉の遅れ ☐ 睡眠リズム ☐ 抜毛 ☐ 自傷 ☐ 引きこもり ☐ おしゃべり ☐ 興奮 ☐ 年齢不相応な性的興味					
	8 性的虐待 ☆	☐ 性病 ☐ 妊娠 ☐ 疑い					
	9 問題行動	☐ 暴力 ☐ 万引き ☐ 火遊び ☐ 喫煙 ☐ 家出 ☐ 深夜徘徊 ☐ 虚言 ☐ 自傷行為 ☐ 性的行為 ☐ 過食異常拒食 ☐ ベたベたする ☐ 多動 ☐ 落ち着きなし ☐ 嘔吐 ☐ 引きこもり ☐ 不登校					
	10 意思・気持ち ☆	☐ 家に帰りがたらない ☐ 親を怖がる ☐ 親を嫌う ☐ 親の前で萎縮 ☐ 親が来ても無表情 ☐ 親の口止めに応じる					
	11 日常的な世話の欠如	☐ ひどいオムツかぶれ ☐ 身体衣類の汚れ ☐ 異臭 ☐ 風呂に入れない ☐ 季節に合わない衣服 ☐ 朝食を食べていない					
養育者	12 精神状態	☐ 鬱的 ☐ 精神症状 ☐ 通院したことがない ☐ 以前通院していた ☐ 通院できにくい ☐ 服薬できにくい					
	13 性格的問題	☐ 衝動的 ☐ 攻撃的 ☐ 偏り ☐ 共感性欠如 ☐ 人との関わり嫌い ☐ 被害的 ☐ その場逃れ ☐ 嘘が多い ☐ 自己中心的 ☐ 思いこみが激しい ☐ 自信がない					
	14 被虐待歴	☐ 被虐待歴 ☐ 愛されなかった思い ☐ 厳しいしつけを受けてきた					
	15 アルコール・薬物 ☆	☐ アルコールの匂い ☐ 視線がうつろ ☐ 会話しにくい ☐ 疑い ☐ 依存症					
	16 虐待自覚 ☆	☐ 問題意識なし ☐ 体罰容認 ☐ しつけ主張 ☐ 虐待隠蔽 ☐ 虐待者をかばう					
	17 子どもへの感情・態度	☐ 望まぬ妊娠出産 ☐ 無関心 ☐ 極端に可愛がったり突き放したり ☐ 子をけなす ☐ 褒めない ☐ 疎ましい ☐ 虐待事実の口止め ☐ こどもの態度や行動を受け入れられない ☐ 権威的 ☐ 過干渉					
	18 養育意欲能力	☐ 意欲なし ☐ 改善意欲なし ☐ 能力が低い ☐ 知的障害(疑い) ☐ 発達障害					
	19 養育知識	☐ 若年親 ☐ 知識不足 ☐ 不適切 ☐ 期待過剰					
	20 援助受入れ	☐ 拒否 ☐ 無視 ☐ 訪問できず					
	家庭環境	21 社会的サポート ☆	☐ 地域で孤立 ☐ 近隣とのトラブル ☐ 親族とのトラブル ☐ 相談できる人がいない				
22 家族問題		☐ DV ☐ 別居 ☐ 家出 ☐ 未婚 ☐ 離婚 ☐ 再婚 ☐ 内縁 ☐ 両親以外の養育者 ☐ 親の多忙 ☐ 子だくさん					
23 子を守る人 ☆		☐ 同居人に日常的に子を危険から守る人がいない ☐ 危険な時子の逃げ場がない					
24 生活環境		☐ 住所不定 ☐ 転居を繰り返す ☐ 不衛生 ☐ 居室内の著しい乱れ					
25 経済問題		☐ 借金 ☐ 失業 ☐ 生活苦 ☐ 定職なし ☐ 働く意志なし ☐ 職を転々とする					
☆が特に保護決定を考える際に重要なもの。「該当」が15以上なら、保護の可能性が高くなります。			合計	0	0	0	0
現在の子どもは	☐ 在宅のまま ☐ 在宅以外の場所 ()						
現在関わっている機関	☐ 児童相談所 ☐ 保健こども課 ☐ 保護課 ☐ 福祉課 ☐ 学校 ☐ 放デイ ☐ 保育園 ☐ 幼稚園 ☐ 警察 ☐ 病院 ☐ 民生児童委員 ☐ 児童発達支援						
定期的なケース検討会の必要性	有						
必要なサービス	☐ 保育 ☐ 学童保育 ☐ ショートステイ ☐ 子の治療 ☐ 親の治療 ☐ 親のカウンセリング ☐ 母子生活支援施設 ☐ 親への生活指導 ☐ 生活保護 ☐ 女性相談 ☐ 家族相談調整 ☐ 法律相談 ☐ 就職相談 ☐ 家事援助						

熊本市要保護児童対策地域協議会要綱

制定	平成18年	5月28日市長決裁
改正	平成19年	5月10日市長決裁
	(略)	
	平成26年	9月22日健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	3月27日健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	3月31日健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	4月1日子ども支援課長決裁
	平成30年	3月31日子ども支援課長決裁
	令和2年	4月1日子ども政策課長決裁
	令和3年	3月1日健康福祉局長決裁
	令和3年	4月1日子ども政策課長決裁
	令和4年	4月1日子ども政策課長決裁
	令和5年	3月31日子ども政策課長決裁
	令和5年	5月1日こども局長決裁
	令和6年	4月1日こども局長決裁
	令和6年	9月30日こども家庭福祉課長決裁
	令和7年	3月31日こども家庭福祉課長決裁

(目的)

第1条 本市における要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るために、関係機関によるネットワークを構築し、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、法第25条の2第1項の規定に基づき、熊本市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項で規定する、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報並びに児童虐待及び非行を防止するために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

(構成機関等)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる行政機関、別表第2に掲げる法人及び別表第3に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者をもって構成する。

(守秘義務)

第4条 協議会の構成員は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、こども局長をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(組織)

第6条 協議会は、代表者会議、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）、区進行管理会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

2 協議会に、専門部会を置くことができる。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、協議会の構成機関等の代表者により構成し、支援対象児童等への支援活動が円滑に機能

するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の活動の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとする。

3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集する。

4 議長は、会長をもって充てる。

5 代表者会議において個別の事項について協議が必要と認められる場合は、会長は構成機関のうち当該事項の関係機関を招集することができる。

6 代表者会議の事務局をこども家庭福祉課に置き、その会議に係る事務を処理する。

(区児童虐待防止連絡会議(実務者会議))

第8条 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、別表第1から別表第3までに掲げる各機関等の長が指定した候補者のうちから各区保健こども課長が指名するものをもって、区ごとに構成する。

2 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、各区における次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定例的な情報交換やケース支援で課題となった点の更なる検討に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握に関すること。
- (3) 支援対象児童等に係る対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 各区の年間活動方針の策定、代表者会議への報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

3 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)に、議長を置く。

4 議長は、保健こども課長をもって充てる。

5 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、年1回以上開催するものとする。

6 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、議長が必要に応じて招集する。

7 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)の事務局を各区保健こども課に置き、その会議に係る事務を処理する。この場合において、各区保健こども課は、会議結果をこども家庭福祉課に報告しなければならない。

(区進行管理会議)

第9条 区進行管理会議は、別表第1に掲げる各機関の長が指定した候補者のうちから各区保健こども課長が指名するものをもって区ごとに構成する。

2 区進行管理会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 全てのケースについての定期的な状況のフォロー、主担当機関及び関係機関の確認及び援助方針の見直し等に関すること。
- (2) 定例的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討に関すること。

3 区進行管理会議の事務局を各区保健こども課に置き、その会議に係る事務を処理する。

(個別ケース検討会議)

第10条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、その児童に直接関わりを有している担当者及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により構成し、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断に関すること。
- (2) 支援対象児童等の状況の把握や問題点の確認に関すること。
- (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有に関すること。
- (4) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有に関すること。
- (5) 個別の支援対象児童等ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定に関すること。
- (6) 実際の援助、支援方法及び支援スケジュール(支援計画)の検討に関すること。
- (7) 次回会議(評価及び検討)の確認に関すること。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて開催し、主担当機関がケース検討に必要な諸関係機関を招集する。

(専門部会)

第11条 専門部会は、個別の事項について専門的に審議するために設置する。

2 専門部会の構成員は6名以内とし、個別の事項を審議するための高い専門性を有する者を次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 児童福祉に関し学識経験を有する者
 - (2) 弁護士
 - (3) 社会的養護分野における知見を有する者
 - (4) 小児科の診療に相当の経験を有する医師
 - (5) 精神科の診療に相当の経験を有する医師
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 3 専門部会の構成員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
 - 4 専門部会は、会長が必要に応じて招集する。
 - 5 専門部会に、部会長及び部会長代理を置く。
 - 6 部会長及び部会長代理は、会長が指名する。
 - 7 部会長は、部会を代表し、会の議長を務める。
 - 8 部会長代理は、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。
 - 9 専門部会の事務局をこども家庭福祉課に置き、その会議に係る事務を処理する。
- (会議)
- 第12条 代表者会議、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）及び専門部会（以下「代表者会議等」という。）については、これを招集するいとまがないと認めるとき、会議を招集する必要がないと認める案件を協議するときその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し意見を聴取することをもって代表者会議等の協議に代えることができる。
- 2 前項の規定により、協議に代え意見を述べた委員は、会議に出席したものとみなす。
- (要保護児童対策調整機関の指定)
- 第13条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、こども局こども家庭福祉課とする。
- (要保護児童対策調整機関の業務)
- 第14条 要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。
- (1) 協議会に関する事務の総括
 - (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整
- (各区保健こども課の業務等)
- 第15条 前条の規定にかかわらず、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）、区進行管理会議及び個別ケース検討会議に係る連絡調整は、各区保健こども課が行うものとする。
- 2 各区保健こども課は、前項の業務を行うため、調整担当者を置くものとする。この場合において、各区保健こども課は、調整担当者に対し、法第25条の2第8項の規定により内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受講させるものとする。
- (協力要請に際しての注意事項)
- 第16条 協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3に規定する協力要請を行う場合にあっては、協議会は、支援対象児童等の個人情報の保護に配慮しなければならない。
- (その他)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月22日から施行する。
- 2 熊本市児童虐待防止ネットワーク連絡会設置要綱（平成12年10月制定）及び熊本市児童虐待防止ネットワーク連絡会実務者会議運営要領（平成12年12月制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第8条、第9条関係）

国又は地方公共団体の機関（児童福祉法第25条の5第1号）

・ 熊本地方法務局
・ 熊本中央警察署
・ 熊本南警察署
・ 熊本東警察署
・ 熊本北合志警察署
・ 文化市民局人権推進部男女共同参画課
・ 健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
・ 健康福祉局健康福祉部保護管理援護課
・ 健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
・ 健康福祉局障がい者支援部障がいサービス課
・ 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所
・ 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター
・ こども局こども育成部こども政策課
・ こども局こども育成部こども支援課
・ こども局こども育成部保育幼稚園課
・ こども局こども福祉部妊娠内密相談センター
・ こども局こども福祉部こども発達支援センター
・ こども局児童相談所
・ こども局こどもの権利サポートセンター
・ 中央区
・ 東区
・ 西区
・ 南区
・ 北区
・ 教育委員会事務局教育総務部放課後児童育成課
・ 教育委員会事務局学校教育部学務支援課
・ 教育委員会事務局学校教育部総合支援課
・ 教育委員会事務局学校教育部健康教育課
・ 教育委員会事務局学校教育部人権教育指導室
・ 市消防局
・ こども局こども福祉部こども家庭福祉課（調整機関）

別表第2（第3条、第8条関係）

法人（児童福祉法第25条の5第2号）

・ 国立大学法人熊本大学大学院生命科学研究部
・ 熊本県弁護士会
・ 公益社団法人熊本県精神科協会
・ 公益社団法人くまもと被害者支援センター
・ 一般社団法人熊本市医師会
・ 一般社団法人熊本市歯科医師会
・ 一般社団法人熊本市保育園連盟
・ 一般社団法人熊本県助産師会
・ NPO 法人ポピンズくまもと
・ 特定非営利活動法人優里の会
・ 一般社団法人熊本市里親会

別表第3（第3条、第8条関係）

児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（児童福祉法第25条の5第3号）

・ 熊本県公的病院長会
・ 熊本人権擁護委員協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本県臨床心理士・公認心理師協会会長及びその他の役職員
・ 熊本県養護協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本県ファミリーホーム協議会会長およびその他の役職員
・ 熊本県母子生活支援施設協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本市民生委員児童委員協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本市小学校教育指導協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本市中学校生徒指導委員会会長及びその他の役職員
・ 熊本市高等学校生活指導連盟代表及びその他の役職員
・ 熊本市私立幼稚園・認定こども園協会会長及びその他の役職員
・ リ・スタートくまもと代表者及びその他の役職員
・ 熊本市児童家庭支援センター代表者及びその他の役職員
・ 熊本市里親支援センター代表者及びその他の役職員
・ 熊本市若者・ヤングケアラー支援センター代表者及びその他の役職員
・ その他市長が指定する者

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から児童相談所、区役所保健
こども課への定期的な情報提供に関する取扱要領

制定 平成 31 年 4 月 1 日 健康福祉局長決裁
改正 令和 5 年 4 月 1 日 こども家庭福祉課長決裁
改正 令和 7 年 4 月 1 日 こども家庭福祉課長決裁

1 目的

この要領は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）、幼稚園、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所（以下、「保育所等」という。）から児童相談所または区役所保健こども課への被虐待児童等に係る情報の定期的な提供に関し、必要な事項を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

- (1) 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待または養護ケースとして受理されている、学校・保育所等に在籍する乳幼児及び児童生徒（以下「幼児児童等」という。）。
- (2) 児童相談所が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等に在籍する幼児児童等。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

- (1) 学校・保育所等は、1 か月に 1 回、当月の状況を記入し、翌月の 10 日までに要保護児童情報提供票（様式 1 から様式 3 のいずれか）を提出する。
- (2) 定期的な情報提供の内容は、2 に定める幼児児童等についての出欠概要（幼児児童等や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、欠席の理由等）や学校・保育所等から幼児児童等や家庭への働きかけの状況とする。

4 事務の流れ

- (1) 児童相談所または区役所保健こども課は学校・保育所等に対して定期的な情報提供の対象となる幼児児童等の氏名等を提示する。
- (2) 学校・保育所等は（1）について、要保護児童生徒情報提供票（様式 1 から様式 3 のいずれか）に必要事項を記載の上、書面にて情報提供を行う。
- (3) 市立学校における情報提供の具体的な流れは、別紙 1 の図 1 のとおりとする。
- (4) 市立保育所・幼稚園における情報提供の具体的な流れは、別紙 1 の図 2 のとおりとする。
- (5) （3）・（4）以外の学校・保育所等における情報提供の具体的な流れは、別紙 1 の図 3 のとおりとする。
- (6) 要保護児童名簿への新規登録又は削除の際は、児童相談所または区役所保健こども課が学校・保育所等への訪問等調査時に連絡することとする。
- (7) 情報提供を受けた児童相談所または区役所保健こども課はこれらの情報を複数人で組織的に評価し、対応方針等を検討する。なお、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととする。

5 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に児童相談所、区役所保健こども課に情報提供又は通告すること。

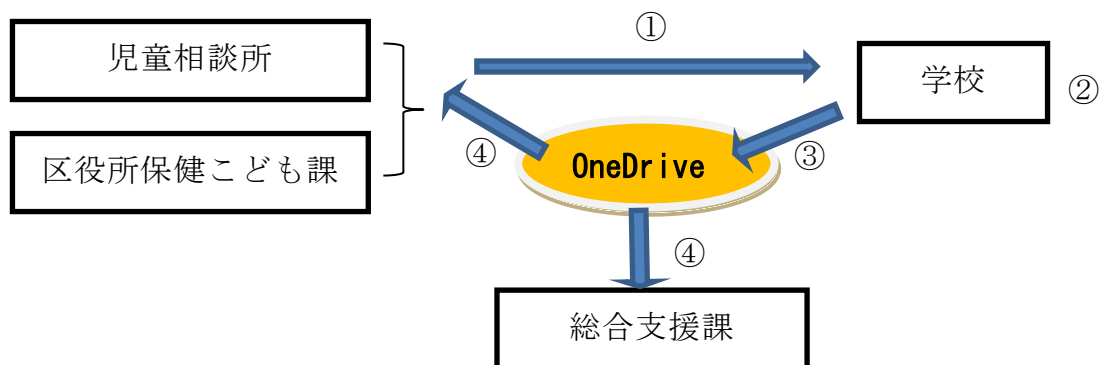
また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに各主管課ルールに準じて主管課及び児童相談所、区役所保健こども課等に情報提供を行い、対応について相談すること

6 提供の開始情報の提供は平成 31 年 4 月在籍分から開始する。

【図 1】 I 市立学校

【提供方法】

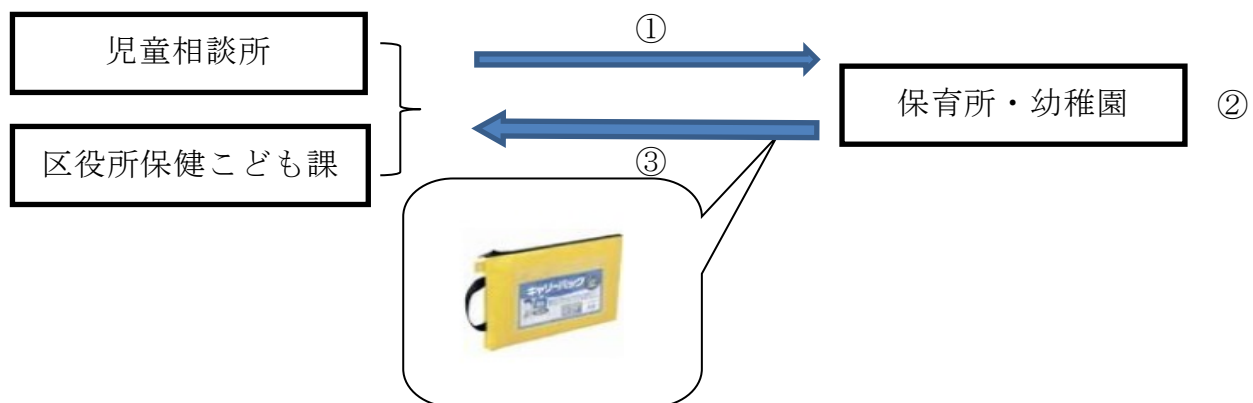
- ① 児童相談所または区役所保健こども課は学校に対して定期的な情報提供の対象となる児童等の氏名等を提示する。
- ② 学校は「要保護児童情報提供票(様式 1)」に必要事項を記載する。
- ③ 学校は 1 か月に 1 回、当月の状況を記載した様式 1 を、翌月の 10 日までに Cnet の OneDrive 中の学校ごとのフォルダに提出。
※総合支援課が区役所保健こども課に、所管地域の各校のフォルダを開くことができる権限を個別に設定。
- ④ 関係機関で指定フォルダから情報提供票を確認し、情報共有を行う。



【図 2】 II 市立保育所・幼稚園

【提供方法】

- ① 児童相談所または区役所保健こども課は保育所または幼稚園に対して定期的な情報提供の対象となる幼児等の氏名等を提示する。
- ② 保育所または幼稚園は「要保護児童情報提供票(様式 2)」に必要事項を記載する。
- ③ 保育所または幼稚園は 1 か月に 1 回、当月の状況を記載した様式 2 を、翌月の 10 日までに、児童相談所または区役所保健こども課に書面で提出する。(提出は直接提出又は鍵付きバックを利用)



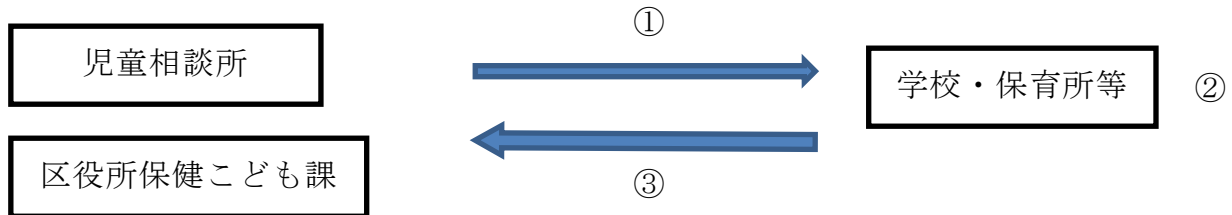
【資料保存先】

C ネット>キャビネット>007 こども局>こども家庭福祉課>要保護児童対策関係
>01 要保護児童に係る定期的な情報提供について

【図 3】 I・II以外の学校・保育所等

【提供方法】

- ① 児童相談所または区役所保健こども課は学校・保育所等に対して定期的な情報提供の対象となる幼児児童等の氏名等を提示するとともに、「要保護児童情報提供票(様式3)」を提供する。
- ② 学校・保育所等は「要保護児童情報提供票(様式3)」に必要事項を記載する。
- ③ 学校・保育所等は1か月に1回、当月の状況を「要保護児童情報提供票(様式3)」に記入し、パスワード設定を行い、翌月の10日までに、児童相談所または区保健こども課からの電子メール(空)に返信(提出)する。



〔様式1〕 秘

総合支援課長 様
□児童相談所長 様

(□中央 □東 □西 □南 □北) 区役所保健こども課長 様
(小・中) 学校番号 () ()

※報告先機関の□に☑を入れて下さい
学校) 学校長 _____ (公印省略)

令和 年度 (年度) () 月 要保護児童情報提供票 No. _____

番 号	本月の欠席日数 (欠席日数／授業日数)	児童生徒氏名	学年 (性別)	今月の欠席の概要（児童生徒の学校での様子や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、欠席理由等） と 学校からの働きかけ	(累積欠席日数)
	(/)		年 (男 女)		(日)
	(/)		年 (男 女)		(日)
	(/)		年 (男 女)		(日)
	(/)		年 (男 女)		(日)
	(/)		年 (男 女)		(日)

[様式2] 秘

□児童相談所長 様
(□中央 □東 □西 □南 □北) 区役所保健こども課長 様 ※報告先機関の□に☑を入れて下さい
(保育園・幼稚園) 園長_____ (公印省略)

令和 年度 (年度) () 月 要保護児童情報提供票 No. _____

番 号	本月の欠席日数 (欠席日数／保育日数)	児童氏名	クラス名 (性別)	今月の欠席の概要（児童の園での様子や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、欠席理由等） と 園からの働きかけ	(累積欠席日数)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)

[様式3] 秘

□児童相談所長 様

(□中央 □東 □西 □南 □北) 区役所保健こども課長 様

機関名 (

※報告先機関の□に☑を入れて下さい

学校・園) 学校長・園長 (公印省略)

令和 年度 (年度) () 月 要保護児童情報提供票

No. _____

番 号	本月の欠席日数 (欠席日数／保育・授業日数)	今月の欠席の概要 (幼児児童生徒の学校・園での様子や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、 欠席理由等) と 学校・園からの働きかけ	(累積欠席日数)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)

熊本市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱

制定 令和 6 年 6 月 2 0 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 2 2 条及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 0 条の 2 の規定に基づき、本市に居住する妊産婦及びこども並びにその家庭に対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的な相談支援を行うため、こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(役割)

第 2 条 センターは、母子保健と児童福祉の専門性を活かし、本市に居住する妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うとともに、全てのこどもと家庭（妊産婦を含む）に対し虐待の予防的支援から個々に応じた支援まで切れ目なく対応するほか、妊産婦、こどもや保護者の意見を汲み取りつつ、適切な支援が提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、地域資源等と有機的につながるソーシャルワークの中心的役割を担う。

(設置)

第 3 条 各区役所の保健こども課内にセンターを置く。

(業務)

第 4 条 センターは、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 母子保健法第 2 2 条第 1 項に定める業務に関する事
- (2) 児童福祉法第 1 0 条の 2 第 2 項に定める業務に関する事
- (3) 児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 1 項及び第 2 項に定める家庭支援事業の業務に関する事
- (4) 児童福祉法第 2 5 条の 2 第 5 項に定める要保護児童対策調整機関の業務に関する事

(支援計画の様式等)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務において使用する支援計画に記載すべき事項及びその様式は、別記様式 1 号（母子保健機能）又は別記様式 2 号（児

童福祉機能)とする。

- 2 前項の様式については、支援を必要とする者の状況を踏まえて、センター職員がどちらかの様式を選定して使用する。

(職員)

第6条 センターには、本条に定める職員を置く。

- (1) センターにセンター長を置き、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行う。
- (2) センター長は、保健こども課長の職にある者がその役割を担う。
- (3) センターに統括支援員を置き、センター長の下で、実務面において業務マネジメントを担う。
- (4) 統括支援員並びに母子保健機能及び児童福祉機能に配置する職員の要件は、「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月30日付こ成母発第142号こども家庭庁成育局長並びにこ支虐発第147号こども家庭庁支援局長通知)に準じる。

- 2 センターには、前項のほか必要な職員を置くことができる。

(個人情報の取扱い)

第7条 センターの職員は、相談に関し知り得た情報については、正当な理由がない限り、これを漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(熊本市子ども家庭総合支援拠点実施要綱の廃止)

- 1 熊本市子ども家庭総合支援拠点実施要綱(令和2年3月25日制定)は、廃止する。

こども・子育てプラン（妊娠期）

(妊婦氏名)

様

妊婦健康管理番号：

作成日： 年（20 年） 月 日時点

現在の状況 (作成日時点)	妊娠 週 単胎妊娠 ・ 多胎妊娠	お仕事	☐ あり (☐ 休業 ☐ 退職) ☐ なし
出産予定日	年 月 日	里帰出産	☐ あり (時期：) 住所： ☐ なし
出産予定機関			
妊娠・出産・子育てに関する 今後の予定	※産前休業時期、転出時期等		
気になること 希望すること			
時期	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃
	【初期】妊娠～4 か月(～15 週)	【中期】5～7 か月(～27 週)	【後期】8～10 か月(～40 週)
私がすること			
ご家族がすること			
今後利用する 制度・サービス	☐ 妊婦一般健康診査・妊婦歯科健診 ☐ 妊婦訪問・相談 ☐ 両親学級等 ☐ 産前産後ホームヘルプサービス ☐ 助産制度等 ☐ その他 ()	☐ 妊婦一般健康診査・妊婦歯科健診 ☐ 妊婦訪問・相談 ☐ 両親学級等 ☐ 産前産後ホームヘルプサービス ☐ 助産制度等 ☐ その他 ()	☐ 妊婦一般健康診査・妊婦歯科健診 ☐ 妊婦訪問・相談 ☐ 両親学級等 ☐ 産前産後ホームヘルプサービス ☐ 助産制度等 ☐ その他 ()
関係機関による 支援	☐ 電話 () ☐ 面談 () ☐ 訪問 () ☐ その他 ()	☐ 電話 () ☐ 面談 () ☐ 訪問 () ☐ その他 ()	☐ 電話 () ☐ 面談 () ☐ 訪問 () ☐ その他 ()

担当： 区こども家庭センター

連絡先： 0 9 6 - -

関係機関とプランの内容を共有することについて同意します。

(本人署名) (日付) 年 月 日

こども・子育てプラン（乳幼児・学齢児期）

（保護者氏名）

様

こども健康管理番号：

作成日：

年（20 年） 月 日時点

（ふりがな） こどもの名前	（ ）	保護者のお仕事	☐ あり（ ☐ 休業 ☐ 退職 ） ☐ なし
		こどもの就園状況	☐ あり（通園開始時期 ～） （園名： ）
こどもの生年月日	年 月 日		
子育てに関する今後の予定	※仕事復帰時期、転出時期、入園予定時期等		
気になること 希望すること			
時期	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃
私がすること （保護者・こども）			
ご家族がすること			
今後利用する 制度・サービス	☐ 1 か月児健康診査、産婦健康診査 ☐ 乳児産婦訪問・相談 ☐ 産後ケア事業 ☐ 産前産後ホームヘルプサービス ☐ その他 （ ）	☐ 3 か月児健康診査 ☐ 予防接種 ☐ 乳児産婦訪問・相談 ☐ 産後ケア事業 ☐ 産前産後ホームヘルプサービス ☐ その他 （ ）	☐ 7 か月児健康診査 ☐ 予防接種 ☐ 乳児産婦訪問・相談 ☐ 産後ケア事業 ☐ 産前産後ホームヘルプサービス ☐ その他 （ ）
関係機関による支援	☐ 電話（ ） ☐ 面談（ ） ☐ 訪問（ ） ☐ その他（ ）	☐ 電話（ ） ☐ 面談（ ） ☐ 訪問（ ） ☐ その他（ ）	☐ 電話（ ） ☐ 面談（ ） ☐ 訪問（ ） ☐ その他（ ）

担当： 区こども家庭センター

連絡先： 0 9 6 - -

関係機関とプランの内容を共有することについて同意します。

（本人署名）

（日付）

年

月

日

こども・子育てプラン（妊娠期）

作成日： 年（20 年） 月 日

- （ ）さんの希望が叶うよう、このプランなどを使いながら、
 （ ）さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをします。

お母さんの 名前		赤ちゃんの状況	妊娠 週 単胎妊娠 ・ 多胎妊娠
ご家族の 名前			

	お母さん	ご家族
気になること		
希望すること		
お母さん・ご家族 支援者が一緒に解 決を目指していく こと		

	今すぐ取り組むこと	なりたい将来の姿
目標		
お母さんがするこ と		
ご家族がすること		
支援者がお手伝い できること		

プランの見直し時期： 年 月頃

担当： 区こども家庭センター（ ） 連絡先：096- -

☐ 切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

（本人署名） _____ （日付） 年 月 日

こども・子育てプラン（乳幼児・学齢期）

作成日： 年（20 年） 月 日

（ ）さんのすこやかな育ちをご家族と一緒に私たちもサポートしてきたいと
 思います。 そのため、（ ）さんの希望が叶うよう、このプランなどを使いな
 がら（ ）さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをします。

こどもの 名前		こどもの状況	歳 月 () 年生
保護者の 名前	父：	母：	その他：

	こども	保護者
気になること		
希望すること		
お母さん・ご家族 支援者が一緒に解 決を目指していく こと		

	今すぐ取り組むこと	なりたい将来の姿
目標		
こどもがすること		
ご家族がすること		
支援者がお手伝い できること		

プランの見直し時期： 年 月頃

担当： 区こども家庭センター（ ）連絡先：096- -

☐ 切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

（本人署名） (日付) 年 月 日